

## 南大東村新築住宅建築資材輸送費補助金交付要綱

(令和8年4月10日南大東村告示第11号)

(目的)

### 第1条

この要綱は、南大東村において新築住宅を建築する際に要する建築資材の輸送費負担を軽減し、住環境の向上及び移住者を含む定住促進を図ることを目的として、当該建築資材の輸送に係る費用（沖縄本島内の港湾～南大東村までの区間）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。なお、補助金の交付に関しては、南大東村補助金等の交付に関する規則（平成元年7月21日南大東村規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 新築住宅

村内に新たに建築される自己居住用の住宅をいう。

#### (2) 建築資材輸送費

沖縄本島から村内へ新築住宅の建築に必要な資材を輸送する際に要する次の経費をいう。

ア 港湾荷役費

イ 海上輸送費

#### (3) 建築確認

建築基準法に基づく建築確認済証の交付をいう。

2 前項の建築確認は、住宅の完成を意味するものではない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 村内において自ら居住する目的で新築住宅を建築する者

(2) 当該住宅に居住し、5年以上継続して定住する意思を有する者

(3) 村内に住所を有する者又は当該住宅に居住する予定の者

(4) 村税等の滞納がない者

2 前項の誓約は、誓約書（様式第1号）により提出するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、建築資材を本村へ輸送する際に実際に要した建築資材輸送費の実費とする。

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 工事施工費
- (2) 設計料及び監理料
- (3) 人件費
- (4) 家具・家電等の輸送費
- (5) 村内での陸上輸送費
- (6) 他の補助金の対象となっている経費
- (7) その他村長が不相当と認める経費

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9以内とし、1棟あたり300万円を上限とする。

2 補助金は実際に支払った額を超えて交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、建築確認後かつ建築資材の輸送を開始する前に交付申請書(様式第2号)により申請しなければならない。

2 申請者は、住宅建築計画を策定し、建築資材輸送費見積書を取得した上で申請しなければならない。

3 住宅建築計画は、住宅建築計画書(様式第3号)により提出するものとする。

4 住宅建築計画書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 建築場所
- (2) 建築面積
- (3) 構造
- (4) 建築期間
- (5) 建築事業者名
- (6) 輸送業者名
- (7) 輸送予定回数
- (8) 輸送予定時期
- (9) 建築資材輸送費予定額
- (10) 概算補助対象経費
- (11) 概算補助金

5 概算補助金額は、第5条の補助率により算定するものとする。

(交付決定)

第7条 村長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(変更申請)

第8条 交付決定後に申請内容を変更する場合は、変更申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

2 村長は変更を承認したときは変更承認通知書（様式第6号）により通知する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、建築資材の輸送完了後、実績報告書（様式第7号）により報告しなければならない。

2 実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書

(2) 建築資材の内容、数量及び建築資材費の内訳が確認できる書類

(3) 建築資材の搬入を確認できる写真（港到着時及び建築現場搬入時の2か所以上で撮影したものとする）

(補助対象期間)

第10条 補助対象経費は、交付決定を受けた年度内に完了した建築資材の輸送に係る経費とする。

2 年度を超えて住宅建築が行われる場合であっても、当該年度内に完了した輸送に係る経費は補助対象とする。

(事業の完了時期)

第11条 本補助事業の完了は、建築確認後に実施された建築資材の輸送が完了し、実績報告書の提出を受けた時点とする。

2 住宅建築の完成は、補助事業の完了要件としない。

(補助金額の確定)

第12条 村長は実績報告を審査し、補助金額確定通知書（様式第8号）により通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書（様式第9号）により請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、前条の請求に基づき申請者本人に交付するものとする。

(取消し及び返還)

第 15 条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 補助対象とならない経費を補助対象として申請したとき
- (5) 建築資材輸送費の支出の事実が確認できないとき
- (6) 建築資材の輸送の実施が確認できないとき
- (7) 実績報告書又は添付書類に虚偽の記載があったとき
- (8) 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する定住要件を満たさなくなったとき
- (9) その他村長が補助金の交付を不相当と認めたとき

2 前項の規定により返還を命ずる場合は、補助金返還命令書(様式第 10 号)により通知する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

(別紙)

附則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

南大東村新築住宅建築資材輸送費  
補助金交付要綱を告示する。

令和8年4月10日

南大東村長 新垣 利治

南大東村告示第11号